

○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件（平成六年郵政省告示第四百二十四号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p>	<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p>
<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>	<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>	<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>	<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>
<p>使用する無線設備の区別</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 電波法第四号第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備</p>	<p>識別符号の符号長</p> <p>(略)</p> <p>四八ビット以上</p>	<p>使用する無線設備の区別</p> <p>一〇十二 (同上)</p> <p>十三 無線設備規則第四十九条の九第三号に規定する一九GHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局（以下「構内無線局」という。）の無線設備</p>	<p>識別符号の符号長</p> <p>(同上)</p> <p>四八ビット</p>
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>

一〇二 (略)	(略)
三 テレメーター用等の特定 小電力無線局の無線設備	(1) (略) (2) 九一・五・九 MHz 以上九二・九・七 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、受信機入力電力が (一) 八〇デシベル (一ミリワット) を〇デシベルとする。 (以下の場合に判定を行う。)
四〇九 (略)	(略)
十 七〇〇 MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備	受信機入力電力が (一) 五十三デシベル (一ミリワット) を〇デシベルとする。 (以下の場合に判定を行う。)

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は  
 自営電気通信設備 (以下「端末設備等」という。) は、次のとおりとする。

1 〃 3 (略)

4 七〇〇 MHz 帯高度道路交通システムの基地局の無線設備を使用する端末設備等

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

- 1 小電力データ通信システムの無線局又は七〇〇 MHz 帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの
  - (一) (二) (略)
- 2・3 (略)

一〇二 (略)	(同上)
三 テレメーター用等の特定 小電力無線局の無線設備	(1) (同上)
四〇九 (同上)	(同上)
	(3) (2) (同上) (同上)

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は  
 自営電気通信設備 (以下「端末設備等」という。) は、次のとおりとする。

1 〃 3 (同上)

4 構内無線局の無線設備を使用する端末設備等

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

- 1 小電力データ通信システムの無線局又は構内無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの
  - (一) (二) (同上)
- 2・3 (同上)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自  
営電気通信設備は、次のとおりとする。

1512 (略)

13 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備を使用する自  
営電気通信設備

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自  
営電気通信設備は、次のとおりとする。

1512 (同上)

13 構内無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備